

関西社会福祉学会・日本社会福祉学会関西地域ブロック

2021 年度年次大会

自由研究発表要旨集

2022 年 3 月 13 日（日）オンライン開催

【自由研究発表プログラム】

≪第1分科会≫司会：樽井康彦（龍谷大学）全体統括者：岡田進一（大阪市立大学）

9：30～ 9：35 分科会開始、司会者より説明

9：35～10：05 第1発表

杉田貴行（まるもとケアプランセンター 介護支援専門員）

社会福祉士を取り巻く困難な状況について

—居宅介護支援事業所におけるOJTにおける内容分析手法の結果より—

10：05～10：15 休憩と移動（10分）

10：15～10：45 第2発表

松下茉那（神戸大学大学院国際協力研究科博士後期課程）

全 泓奎（大阪市立大学都市研究プラザ）

韓国における寄せ場型地域の実態と住民ニーズについて

—ソウル市敦義洞・東子洞チョッパン密集地域を事例として—

10：45～10：55 全体統括者コメント

10：55 終了

≪第2分科会≫司会：伊部 恭子（佛教大学）全体統括者：伊藤嘉余子（大阪府立大学）

9：30～9：35 分科会開始、司会者より説明

9：35～10：05 第1発表

石田まり（大阪府立大学人間社会システム科学研究科博士後期課程）

不登校児の外出頻度と健康度の関連—不登校経験者への量的調査から—

10：05～10：15 休憩と移動（10分）

10：15～10：45 第2発表

田中佑典（大阪府立大学人間社会システム科学研究科博士後期課程）

平等論からみた教育福祉—教育福祉理論の構築へ向けて—

10：45～10：55 全体統括者コメント

10：55 終了

第 1 分科会

社会福祉士を取り巻く困難な状況について

—居宅介護支援事業所におけるOJTにおける内容分析手法の結果より—

○ まるもとケアプランセンター 介護支援専門員 杉田 貴行 (008282)

キーワード：社会福祉士、ソーシャルワーク、内容分析手法

1. 研究目的

社会福祉士は医療、福祉の領域において、相談業務などを実施する対人援助専門職であるが、様々なフィールドで活動し特に複雑化・多様化する福祉領域では、必要不可欠な対人援助専門職であるといえる。入院患者や高齢者、障がい者、生活困窮者などへの相談援助を通して、問題の解決に向けて支援を行い、多職種連携の調整役となることが大切な業務となっている。しかしながら、実際の現場における社会福祉士の対人援助実践が、必ずしも上手く機能していない現状も存在するのではないだろうか。

本報告は居宅介護支援事業所におけるOJTでの、社会福祉士を取り巻く困難な状況に関して、フリーディスカッションにおける結果を整理し検討したものである。

2. 研究の視点および方法

居宅介護支援事業所からの利用者への対応の資質向上の一助として、社会福祉士を取り巻く困難な状況について検討するために、報告者が以前勤務していたA居宅介護支援事業所内で、社会福祉士を取り巻く困難な状況に関して、OJT(午前9:30-12:00,2.5h)でのフリーディスカッションを実施した。X年Y月に、職員6名(社会福祉士1名、介護支援専門員2名、サービス提供責任者2名、事務員1名)でのデルファイ法を援用した意見交換を基礎とし、ベレルソンやクリップENDORFを参考に内容分析手法にてその内容を整理した。なお、報告者はOJTでは、ファシリテーターとしての役割を担った。さらに抽出された内容に関して、トライアングレーションとしての他の居宅介護支援事業所の管理者の意見も求めた。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮として、居宅介護支援事業所長、管理者、意見交換した職員らに対して、文書と口頭で発表の了解を取るとともに、データの内容の取扱いに関しては日本社会福祉学会研究倫理指針「学会発表」の規定に沿って順守した。

4. 研究結果

結果を整理したところ、社会福祉士を取り巻く困難な状況としては、3つのカテゴリー領域として、「A：連携・連絡の困難」「B：知識・技能の不足」「C：教育・研修制度の不備」が創出された。また、Aのカテゴリーからは、*coordinator, advocator, liaison social worker, leader, communicator, negotiator* などが、Bからは、*learner, student, researcher, hunter, pursuer, technician, practitioner* などが、Cからは、*educator, teacher, supervisor, master, instructor, professor, consultant* などの機能・役割も顕在化した。

また、参加者からの意見としては「社会福祉士の活動の場は多岐にわたり、福祉分野の万能者として個人・地域社会をつなぐ役割ができていない」、「社会全体の変革を促すための機能、

など包括的に人・地域と繋がるソーシャルワークが求められており、マイクロ・メゾ・マクロレベルでの対応力が必要、介護福祉士やケアマネを持っていても、社会福祉士だという見られ方をしてしまうこともある」、「個人や家族の生活や生き方も個別化・多様化の傾向にあり、社会の関係性や環境から様々な解決困難な問題が生まれている現状に対応できていないのでは」、「社会福祉士が捉える主訴とは、何らかの形の利用者の問題分析の結果のみの場合がある」、「社会福祉士は、主訴の問題の所在が簡単には見つけ出せないのが一般的だと思う」、「組織的としてのフォローアップは期待できないし、社会福祉士の役割が不適切、医療系組織に見られる」、「相談室の上司にあたる人がスーパービジョンを行って指導教育して、社会福祉士の専門性が養われるものなのか」などの意見が見て取れた。

5. 考察

本報告の結果から、社会福祉士は利用者との面談において、その語りを最後まで聞くことは困難であり、自身が話をしてしまう場合もあるが、相談業務で問題解決をするためには利用者の置かれた状況を正確に把握し、複雑な気持ちに寄り添うことが大切であることが認められた。このような役割を果たすため、社会福祉士には他の専門職と協働し、福祉分野だけではなく、多岐にわたる分野の公私の社会資源の業務実態や強みを把握しなければならないが、それが上手く機能していない現状が見て取れた。

支援が必要な人や解決すべき地域課題に対して適切な社会資源であるかを見極め、協力を得るための交渉を行い、支援が必要な利用者やニーズと社会資源との仲介や調整を行うために、技法や知識を駆使して実践する資質が展開できていない現状があることも理解された。

社会福祉士が受ける相談内容は、障がい者支援、生活困窮や生活保護、高齢者介護、児童福祉などあらゆる福祉領域が対象となる。地域には様々な社会資源が存在しており、社会福祉士はこれらも利用者支援のために活用しなければならないが、実際の現場では必ずしも活用できていないことが浮き彫りとなった。福祉サービスを必要とする利用者や家族の相談にのり、どのようなサービスが受けられるか考え、協働し、提案することなどが社会福祉士の業務であるため、利用者の心に寄り添い、対話することが大切となる。利用者の語る内容に積極的に傾聴し、受容し共感する姿勢や態度が求められるが、それらが思うように発揮できていない現状のあることも、本報告の結果から見て取れた。

社会福祉士には、個々の問題解決と地域福祉の推進を包括的に進めていくという役割があるが、必ずしもそれが機能されていないことも、本報告からあらためて認識できた。つまり、社会福祉士の専門性はこれまでの理論、倫理などを修得し、現場で実践することが重要となる。包括的な相談支援体制の構築・維持における機能が発揮されるよう、これまで以上に価値・知識・技術を統合化する実践能力の強化のための研修やスーパーバイズが必要とされることも見て取れた。社会福祉士には、他の専門職と協働して領域横断的な社会資源などに関する状況を把握し、利用者が必要とするニーズに対して適切な社会資源をつなぐ役割を果たすことが求められるが、それも必ずしも果たされていないことが認識された。

韓国における寄せ場型地域の実態と住民ニーズについて

ソウル市敦義洞・東子洞チョッパン密集地域を事例として

松下茉那(神戸大学大学院国際協力研究科博士後期課程・009900)

全 泓奎(大阪市立大学都市研究プラザ・009328)

キーワード：寄せ場型地域、居住支援、住民ニーズ

1. 研究目的

日本の寄せ場型地域に類似した地域が韓国にも存在しており、通称「チョッパン地域」と呼ばれている。旅館業法で定められている日本の簡易宿泊所とは異なり、韓国のチョッパンは未認可の宿泊施設である。加えてチョッパンには明確な定義がなく、韓国の保健福祉部が実施した「2016年度ホームレス等の実態調査」では、「チョッパンとは一定の敷金なし¹に月払いまたは日払いで、0.5～2坪前後の面積で炊事、洗面、トイレなどが適切に備わっていない住居空間。また、「チョッパン住民」は不安定な職業と不規則な所得により、正常な住居空間での生活維持が難しく、チョッパンで生活する人」と定義した。韓国のホームレス福祉法には支援対象としてチョッパン居住者が含まれており、行政のみならず民間団体からもチョッパン地域への支援が行われているが、現在においてもチョッパン居住者は劣悪な住環境での生活を強いられている。一方で、ソウル市の敦義洞地域と東子洞地域においては、「住民協同会」という当事者組織が形成され地域のコミュニティづくりと住民自身が地域と近隣住民のため活動する互助組織として機能している。そこで、本研究ではコロナ禍における住民の生活実態と基本的なニーズの把握に加え、当事者組織である住民協同会の活動に対する住民の考えや有効性、課題について明らかにすることを目的としている。

2. 研究の視点および方法

コロナ禍という厳しい状況の中で極限的な生活を強いられている住民が、当該地域でどのように生き、その困難を乗り越えるためにどのような社会資源を活用しながら生活しているのか、またその過程で生活を下支えする、ある種の共同性が育まれているのではないかという点をリサーチクエスチョンとしている。研究にあたり、現地の共同研究者と住民協同会に調査を委託し質問紙調査を実施した。その際に数次にわたる Zoom による研究打ち合わせを行った。調査対象者は、ソウル市内二か所(敦義洞および東子洞)のチョッパン密集地域に居住する住民である。地域毎に調査員が 200 部ずつ質問紙を用意し、個別面接法を用いて回収したものを分析対象とした。調査項目は、住居生活、コロナ禍における健康・医療・食生活、社会的サービス支援と近隣住民との交流、経済活動、住民登録・国民基礎生活保障受給権・政治的参加、地域意識及びチョッパンに対する満足度と移住の意思

¹ 実際には敷金が必要なチョッパンも存在している。

から成り立っている。

3. 倫理的配慮

本研究の調査は、大阪市立大学都市研究プラザ倫理審査委員会（承認機関名：大阪市立大学都市研究プラザ、承認番号：2021-01）にて承認を得て実施した。

4. 研究結果

両地域とも、住民のほとんどが単身男性世帯であった。年齢で見ると男性の平均年齢は61.4歳、女性は70.3歳で、女性の方が男性と比べると相対的に年齢層が高かった。経済活動状況は、平均24%が就労していて、それ以外の住民は失業中か経済活動をしていなかった。「国民基礎生活保障」の受給状況については、平均76%が受給中であった。また、平均して28%の人が障害があると回答した。6か月以上の長期疾患を抱えている人は、平均73.5%であった。平均居住期間は12.8年であり、居住開始時期はアジア通貨危機以降に増加していた。コロナ禍の食生活においては約33%の人がコロナ前と比べて悪くなったあるいはとても悪くなったと回答した。コロナ禍での不安については、約60%が不安を抱えていることがわかった。住民協同会の認知度は両地域とも92%であったが、各活動の認知度になるとばらつきがあった。住民協同会への参加率は平均59%で参加理由としては主に地域に貢献したいというものであった。

5. 考察

住民の特徴としては多くの人が単身男性世帯であり、高齢者、長期疾患を抱えている人、障害者が多かった。さらに居住期間が長期化していることがわかった。ここからチョッパン居住者には福祉サービスのニーズが高い人々が多く、長期的に安心して安全に暮らせる環境が必要であることが分かる。この点については、現在の住民同士の関係を維持しながら入居できる公共住宅の整備が必要である。コロナ禍においては、食生活に変化があった人がおり、自身や近隣住民が感染の危機にさらされていることに不安を感じていることがわかった。住民協同会の活動への参加理由としては、地域に貢献したいと考えている人が多く、全体の25%が住民協同会の活動に満足していて維持してほしい、ありがたい活動であると考えていた。一方で各活動の認知度のばらつきや住民からの要望より、実際に必要としている住民がいるにも関わらず、住民協同会の活動情報が届いていないため利用できていない住民の存在が明らかになった。こうした課題や今後の発展を考えると、住民協同会は、行政との連携を図り多くの住民を巻き込むことができる組織に成長することが求められている。

- ・ 보건복지부保健福祉部 (2017) 「(2016년도) 노숙인 등의 실태조사」 「(2016年度) 홈리스等の実態調査」

※本研究は、一般財団法人第一生命財団による2020年度研究助成金を受けて実施した研究成果の一部である(「社会的不利地域の居住支援にかんする比較研究：日本・韓国・台湾における『寄せ場型地域』を中心に」、研究代表者：全泓奎)。

第 2 分科会

不登校児の外出頻度と健康度の関連

—不登校経験者への量的調査から—

○ 大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 博士後期課程 石田まり (009909)

[キーワード] 不登校支援、外出、健康度

1. 研究目的

不登校の小中学生は増加の一途をたどっており、2020年度には19万6千人超と過去最多を更新した(文部科学省2021)。渡辺(1983)や東京シューレ(1996)は、不登校であるという引け目や罪悪感から、自由に外出できず家にこもる不登校児が存在することを指摘している。外出が少ないことは、体力低下や生活リズムの乱れ、社会的孤立などを招き健康度を低下させる可能性がある。本研究は、不登校児の外出に関する実態および外出頻度と健康度の関連を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本調査は、不登校経験者が多数在籍している定時制単位制公立高校1校の全校生徒780人を対象とし、2017年8月に行った。年齢・不登校経験の有無などの基本情報に関する質問と、不登校期間中の外出頻度(外出には通学も含めるとした)、健康度(松本1987)に関する質問などの全11問71項目で構成した。なお、本調査では「不登校経験」を義務教育期間である小学校、中学校期間に限定し、「不登校」の定義を文科省の定義である「年間の欠席が30日間以上」に設定した。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮として、回答及び提出は任意であること、答えたくない項目は回答をしなくても不利益を被らないことなどを明記した。対象者にプライバシーの保護のための説明を行い、研究結果の公表について同意を得ている。また、対象者を特定化できないように匿名化している。本調査は2017年7月31日に大阪府立大学人間社会システム科学研究科研究倫理委員会へ研究倫理申請を行い、承認を得ている。

4. 研究結果

回収数は572、回収率は73.3%であった。不登校期間中の外出頻度について、回答が最も多かったのは「2~3日に1回程度」で回答者(n=200)の42.0%が選択した。次いで「1週間に1回程度」が24.0%、「ほとんどない」が17.5%で、「ほぼ毎日」と回答したのは16.5%と最も少なかった。不登校期間中の外出頻度別に不登校期間中の総合的健康度を一元配置分散分析したところ、外出が「ほとんどない」群は、「ほぼ毎日」群・「2~3日に1回程度」群より有意に健康度の平均値が低く、その差は約20点であった。他の群の間、例えば「ほぼ毎日」群と「1週間に1回程度」群の間には健康度の有意差はみられなかった(図1)。

登校期間と比較して不登校期間に外出が減ったとする回答者に、外出が減った理由を複数選択可で質問した。設問の選択肢は 14 あり、1 人当たりの平均選択数は 5.7 だった (n=177)。回答者の 50%以上が選択した回答は、多い順に、「出かける予定・用事がなかったから」(66.7%)、「家の中にいる方が好きだったから」(57.6%)、「他人に会いたくなかったから」(55.4%)、「同級生や近所の人など、知っている人と会いたくなかったから」(55.4%)、「出かけると、精神的に疲れるから」(52.5%) の 5 つであった。

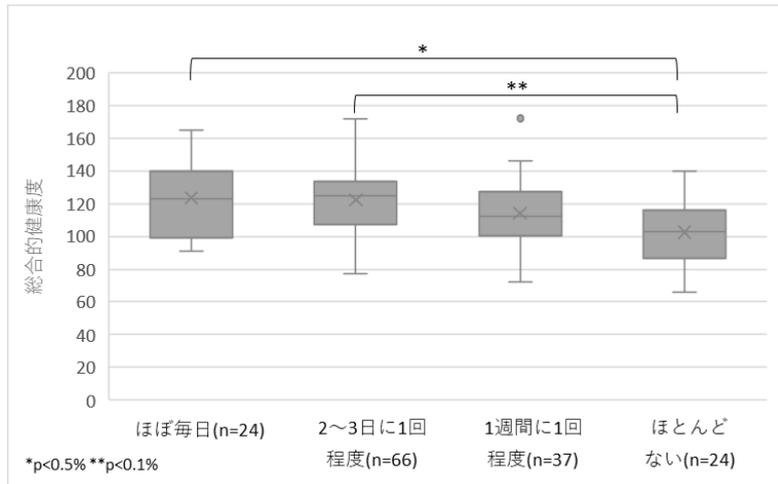


図1 外出頻度別にみた総合的健康度

人に会いたくなかったから」(55.4%)、「同級生や近所の人など、知っている人と会いたくなかったから」(55.4%)、「出かけると、精神的に疲れるから」(52.5%) の 5 つであった。

5. 考察

本調査から、少なくとも週 5 日は通学で外出する登校児と比較すると、不登校児の外出頻度は低い傾向があることが明らかとなった。一方で、外出が「ほぼ毎日」と回答した割合と、対照的に「ほとんどない」と回答した割合はほぼ同数（どちらも 17%前後）であり、「不登校児の外出」と一括りに語っても、その実態は様々であることが示された。本調査では、外出が「ほとんどない」群は、「ほぼ毎日」外出する群などと比べて総合的健康度が有意に低い結果となり、「外出をほとんどしない」、いわゆるひきこもり状態が特に高い健康リスクを抱えることが明らかとなった。このことの因果関係についてはさらなる検討が必要である。外出が「ほとんどない」と回答した割合は 17.5%と決して少なくない数値であり、不登校の通所機関である教育支援センターの拡充に加えて、在宅生活を送る不登校児を対象とした訪問支援、オンラインを活用した支援などのアウトリーチが必要だ。

外出が減少した理由については、他人や知人に会いたくないという理由が目立った。また、そもそも外出する予定や外出先がないという回答も多かった。外出すると身体的に疲れる、昼夜逆転生活を送っている、という回答もあり、運動不足による体力低下や生活リズムの乱れといった生活習慣課題が見出される。

今後の研究計画としては、不登校児の健康関連 QOL の構造に着目し、健康関連 QOL と外出先の数や外出頻度との関連などを検討したいと考えている。

【文献】

- 文部科学省 (2021) 「令和 2 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」.
- 渡辺位 (1983) 『登校拒否・学校に行かないで生きる』 太郎次郎社.
- 東京シューレ (1996) 『不登校の子どもたちは家庭でどうしているか—調査・親と子の行動と意識』 教育史料出版会.
- 松本壽吉 (1987) 「<研究資料>健康度診断検査についての研究」 『健康科学』 9, 159-180.

平等論からみた教育福祉

——教育福祉理論の構築へ向けて——

○田中 佑典 (大阪府立大学院 人間社会システム科学研究科 博士後期課程・009928)

キーワード：平等 教育福祉論 基本財

1. 研究目的

児童虐待の対応や子育て世代包括支援センターでの支援、生活困窮者への自立支援など、現場では教育と福祉の連携が求められ、実践されている。そして、山野（2018）など、教育と福祉の連携に関する実践報告や論文が出されている。これら、教育と福祉の連携をめぐる実践研究の中には、教育福祉論を背景とするものがある（高田 2020 など）。教育福祉論とは、例えば社会福祉や児童サービスにおける子ども・青年の学習権の体系化をめざす鍵的概念である（小川 1985；2001）。他には、小川を継承した上で教育全体のあり方を見直す視点・地域づくりの視点を提供するものとする辻（2017）や、社会効用論的立場からみた市川（1975）がある。これらは教育福祉の目的を置くにあたって、教育、福祉それぞれに「共通する目的が何か」を意識し論じている。報告者はその「共通する目的」の一つに「平等」を取り上げ整理し、教育福祉論において「何の平等」が目指されているのかについて考察した。

2. 研究の視点および方法

「平等」を取り上げるにあたって、教育、福祉双方において用いられている、Rawls、Sen、Kittay の著作を用いる。これらについて、「何の平等か」が目指されているのか明確にしながら、それぞれの論点を整理した。その上で、「平等論」を用い、教育福祉論が「どのような平等を目指しているのか」を確認した。

3. 倫理的配慮

本研究は、公刊された書籍及び論文を参考・引用した。参考・引用するにあたって、「日本社会福祉学会研究倫理規定」、「研究倫理規定に基づく研究ガイドライン」に準じた。

4. 研究結果

まず、Rawls（＝川本ら 2010）は、人間の「基本財」（権利、自由、機会、所得および富、自尊）の侵害が社会的・経済的利益によって正当化されえないことをふまえて、全ての人びとに「基本財」が平等に分配されることを目指していた。そのために、「格差原理」と「機会均等原理」が提唱されていた。「格差原理」では、「最低限度の結果の不平等」が認められていた。「機会均等原理」では、人間の差異が差別とされないようにされていた。次に、Sen（＝池本ら 2018）は、「人が保有している資源や基本財は、その人がそれをもって何かをしたり何かになったりする自由を実際どのくらい享受しているのかについての不完全な指標に過ぎない」として、Rawls を批判し、「成果を達成する自由」として「capability」を提唱した。この提唱によって Sen は、人が持っている「基本財」か

ら何をどのくらい「成果を達成する自由」へと、変換することができるのかに重点を置くような平等を求めた。これは、自己実現の達成として、「その人にとって価値ある生き方ができるようにする」ことを念頭に置いていた。さらに、Kittay (=岡野・牟田 2010) は、Rawls が「心身がしっかり機能した」人を念頭に置いていることを批判し、「誰かに依存」しなければ生活を送れない人々などが忘却されていると述べていた。人間にとって、依存は普遍的なものであるとして、Rawls の『正義論』に、「正義の第三原理」として「つながりにもとづく平等」を加えることを主張していた。これは、幸福と福祉にとって人間関係が中心にあり、「依存すること／されること」がすべての人の基本的な自由の一つと認識される必要があるという考えに基づき、依存関係にある人たちの社会的地位を包摂しようとしていたためであった。また、「依存すること／されること」は、人間にとって普遍的であり、自己の利益を最大化するとされていた。これらの議論から、Rawls の「平等論」は、より実質的に「その人にとって価値ある生き方ができるように」(Sen)、その想定している人の枠を広げて論じられ (Kittay)、発展していた。

上記の平等論の整理を基に、小川 (2001) を見ると、学習権を「基本財」として「恵まれない子どもたち」へ平等に配分しようとしていた。また、学習の機会を均等に開くことを念頭に置いていたと考えられた。辻 (2017) は、これに加え若者や成人に対しても「基本財」としての学習権を配分すること機会均等を考え、当事者がそれを行使できる地域づくりが考えられていた。市川 (1975) では、教育の供与が生涯所得の増大や所得再分配につながり国家全体的な福祉の向上が目指されるとされ、所得という「基本財」を分配することで、生活水準の全体的な底上げを図っていた。

5. 考察

教育福祉論においては、「基本財」のなかの、権利・所得概念の分配に対し、「格差原理」と「機会均等原理」の検討がされてきた。また、その受益者たちを含めた地域や国家の形成が言及されていた。しかし、これらは Rawls の「平等論」とどまっておらず、その権利や所得を「その人にとって価値ある生き方ができるようにする」という Sen の「capability」の視点や、Kittay が指摘する「依存する／される」というような人間関係などの「つながりにもとづく平等」の視点についてまでは触れられず、現状の「社会」の側に人々を組み込んでしまっており、社会変革に至っていないのではないかという可能性が示唆された。

(参考文献) 市川昭午 (1975) 「現代の教育福祉——教育福祉の経済学」持田栄一・市川昭午編『教育福祉の理論と実際』教育開発研究所 11-57. Kittay,

Eva, Feder (1999) *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*, Routledge. (=2010, 岡野八代・牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社). 小川利夫 (1985) 『教育福祉の基本問題』勁草書房. 小川利夫 (2001) 「教育福祉の意義と概説」小川利夫・高橋正教編『教育福祉論入門』光生館 2-9. Rawls, John (1999) *A theory of Justice*, revised edition, Harvard University Press. (=2010, 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論——改訂版』紀伊國屋書店). Sen, Amartya (1992) *INEQUALITY REEXAMINED*, New York, Oxford University Press. (=2018, 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討——潜在能力と自由』岩波書店). 高田一宏 (2020) 「小・中学校における基礎教育保障の課題」『基礎教育保障学研究』4,3-19. 辻浩 (2017) 『現代教育福祉論』ミネルヴァ書房. 山野則子 (2018) 『学校プラットフォーム』有斐閣.